

財団法人日本ゴルフ協会寄附行為

| | |
|------|-------------|
| 施行 | 昭和62年10月1日 |
| 一部改正 | 平成3年2月20日 |
| 一部改正 | 平成3年10月3日 |
| 一部改正 | 平成14年2月6日 |
| 一部改正 | 平成15年9月24日 |
| 一部改正 | 平成18年5月23日 |
| 一部改正 | 平成18年11月16日 |
| 一部改正 | 平成19年11月1日 |

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人日本ゴルフ協会（Japan Golf Association、略称 JGA）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区京橋1丁目12番5号京橋YSビル2階に置く。

(支 部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 この法人は、我が国におけるアマチュアゴルフ界を統轄し代表するとともに、我が国ゴルフ競技規則制定等の最高機関として、ゴルフの健全な発達と普及を図り、もって国民体力の向上、社会・文化の発展並びに国際親善に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ゴルフ指導者の養成及び資質の向上
- (2) アマチュアゴルフ選手の育成、強化及び助成
- (3) ゴルフ競技に関する規則等の制定・変更及び疑義の裁定
- (4) コース・レーティング及びナショナル・ハンディキャップの認定
- (5) ゴルフ用具の審査・認定
- (6) 全国的各種選手権及び競技の開催又は後援
- (7) 国際交流の推進
- (8) ゴルフに関する資料の収集、保管及び展示
- (9) ゴルフに関する広報活動の実施
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第6条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第7条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第10条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第12条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会の承認を受けて、毎事業年度終了後3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは理事会の議決を経て、その一部若しくは全

部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 14 条 第 9 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 15 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 4 章 役員、評議員及び事務局並びに職員

(役員)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 23 名以上 28 名以内(うち会長 1 名、副会長 2 名以内、専務理事 1 名及び常務理事 4 名以内とする。)
- (2) 監事 2 名又は 3 名

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、副会長、専務理事及び常務理事を定める。

- 2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 18 条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき業務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、業務を分掌し、処理する。
- 5 理事は、理事会を組織して、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 19 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第 20 条 この法人の役員任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することができる。ただし、この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為が認められるとき。

(名誉会長及び顧問)

第 22 条 この法人に、名誉会長 1 名及び顧問若干名を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人に優れて功績のあった者のうちから理事会の議決により会長が推薦する。
- 3 顧問は、この法人に特に顕著な功績があった者のうちから理事会の議決を経て、会長が委嘱し、この法人の業務執行に関する重要事項について、理事会の諮問に応ずる。

(役員報酬)

第 23 条 役員は、無給とする。但し、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員選出)

第 24 条 この法人には、評議員 30 名以上 50 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 4 評議員は、役員を兼ねることはできない。
- 5 評議員には、第 20 条及び第 21 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 25 条 評議員は、評議員会を組織して、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第 26 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、専務理事の指揮を受けて事務局の日常の事務に従事する。
- 4 事務局職員は、会長が任免する。
- 5 事務局職員は、有給とする。

第 5 章 加 盟 団 体

(加盟団体)

第 27 条 この法人の加盟団体は、次の通りとする。

- (1) 全国のプロックを代表する 8 つの地区ゴルフ連盟
- (2) 全国的に組織されたゴルフ競技団体であって、この法人に加盟したもの

(分担金)

第 28 条 この法人の加盟団体は、別に定める分担金を納めなければならない。

第 6 章 会 員

(会 員)

第 29 条 この法人の会員に関する規定は、理事会の議を経て、別に定める。

第 7 章 会 議

(理事会の招集等)

第 30 条 理事会は、毎年 2 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から 21 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第 31 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示

した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第 32 条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 基本財産についての事項
- (4) 長期借入金についての事項
- (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

- 2 前 2 条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において前 2 条中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(議事録)

第 33 条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表 2 名以上が署名押印の上、これを保存する。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 34 条 この法人の目的、事業を円滑に遂行するため、理事会は必要に応じて委員会を置くことができる。

第 9 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 35 条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第 36 条 この法人の解散については、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第 37 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の 4 分の 3 以上

の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第 10 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

第 38 条 この法人の事務所に、つぎに掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令によりこれらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
 - (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
 - (3) 加盟団体及び会員名簿
 - (4) 財産目録
 - (5) 資産台帳及び負債台帳
 - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (8) 官公署往復書類
 - (9) 収支予算書及び事業計画書
 - (10) 収支計算書及び事業報告書
 - (11) 貸借対照表
 - (12) 正味財産増減計算書
 - (13) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第 1 号から第 5 号までの書類、同項第 7 号の書類及び同項第 9 号から第 12 号までの書類は永年、同項第 6 号の帳簿及び書類は 10 年以上、同項第 8 号及び第 13 号の書類及び帳簿は 1 年以上保存しなければならない。
- 3 第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 9 号から第 12 号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細 則)

第 39 条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

(附 則)

- 1 この寄附行為の変更規定は、文部科学大臣の認可があった日（平成 19 年 11 月 1 日）から施行する。なお、第 16 条第 1 号の改正と同時に増員される理事については、平成 19 年 9 月 13 日の評議員会で選任したところによる。